記入注意

一般事項

(1) この調査は，わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものです。

(2) 調査期日が毎月となっている事項については，昭和43年1月1日から12月31日までの期間について記入して下さい。しかし，毎月の帳簿締切日（たとえば12月25日）がさまっている事業所では，昭和43年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の実績について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には，万年または顔インキを用いて明瞭でいさぎよく記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は，必ず1，2，3のようなアラビヤ数字によって記入して下さい。

(5) 該当事項のない欄は，必ず斜線を引いて下さい。

(6) 訂正事項の記入にあたって，調査票欄に足りてゆくせいとさとは，補助紙を用いて下さい。この際，調査票には，「以下訂正」と記入するとともに補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは，補助紙でなく，調査票上の計欄に記入して下さい。

個別事項

1 事業所の名称 2 本社または本店の名称

商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

3 経営組織

組合とは，法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは2組人に含めて下さい。

6 従業者数

(1) 常用労働者であっても，長期欠勤者で，この月においていかなる給与も支給されなかった者は，常用労働者に含めないで下さい。常用労働者については，昭和43年12月31日現在の在籍者を職員と労務者に区別して記入して下さい。

(2) 職員とは，技術的，管理的，専門的または商記的職務に従事する者をいい，常時雇傭する役員を含めて下さい。

(3) 労務者とは，職員以外のすべての常用労働者をいい，守衛，小使，給仕等も含めて下さい。

(4) 職員と労務者の職務を兼ねている者は，その勤務した時間の長短に関って，いずれかに含めて下さい。

(5) 個人事業主および家族従業者には，実技にただそわっていない者および事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

(6) 個人経営の家族で，常時従事する者が賃金の給料，賃金を支給されている場合は，常用労働者に含めて下さい。

7 月別常用労働者数

12月末の数は，6従業者数の職員と労務者の計に一致していなければなりません。

8 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費等を差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給，精勤手当，労働奨励，団体協約，あるいは給与規則等によって，あらかじめ定められている給与条件による毎のことをいいます。たとえば，基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業中当等を含み，昭和43年1年間に実際に支払われた金額および同期間に支払うべきものとして計定された金額を記入して下さい。

(3) 特別に支払われた給与とは，一時的理由に基づいて，特別に支払われた災害賞金，結婚手当，退職金等をいい，昭和43年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与，雇役賃金および常用労働者に対する前掲以外の現金給与をいい，昭和43年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

9 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り，この中間製品を，さらに製造，加工のために使用した場合は，はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め，あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。

(2) 同一企業に属する2以上の工場に従業している自家用火力発電所の使用した石炭，石油などは，昭和43年1年間に製造品出荷額のもっとも多かった事業所で一括して燃料使用額に含めて下さい。

(3) 電力使用額には，従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用の場合は，金額欄に両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。同一企業の2以上の工場に従業している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力は昭和43年1年間に製造品出荷額のもっとも多い事業所において，13ハ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

(4) 委託生産費には，原材料を支給しないで他に製造を依頼したいわゆる注文製造品の代金を含めないで下さい。

11 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額

(1) 下請賃加工のために他から支給された原材料および下請賃加工した製造品の在庫には含めないで下さい。

(2) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。これにより難いときは，それぞれ年初および年末の見積り価額によって下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は，13ロ品目別製造品在庫額計に一致していなければなりません。

12 有形固定資産

(1) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。これにより難いときは，見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によって下さい。

(2) **年初現在高**

減価償却を償設法によって行なっている場合は，その資産の年初の帳簿価額，減価償却を償設法によって行なっている場合は，その資産の取得額から昭和43年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) **取得額**

(ア) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受け入れ，あるいは建設仮勘定からの振替えた，その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替えの際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（貨物業者等を通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新品のものとみなして下さい。

(イ) 建設または自家製作は，その資産の取得の際の評価額によって記入して下さい。

(ウ) 増改築，改造，増設等によって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。

(エ) 資産再評価による固定資産の増加は記入しないで下さい。

(4) **除却額**

(ア) 売却，廃棄，同一企業に属する他の事業所への引き渡し，または滅失によって，その資産が，帳簿から除却された場合，減価償却を償設法によって行なっている場合は，除却の際の帳簿価額，減価償却を償設法によって行なっている場合は，取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(イ) 災害等による損失の損失にともない，その資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。

(5) **減価償却額**

減価償却を償設法によって行なっている場合は，有形固定資産勘定から控除された金額を，関係法によって行なっている場合は，減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) **建物，構築物**

(ア) 建物には，工場および事務所の他か，社宅，その他経営付属物（倉庫のものを含む。）ならびにエレベーター，暖房，照明，通風等の付属設備を含めて下さい。

(イ) 構築物には，ドック，橋，塔，煙突，さん橋，軌道，貯水池，坑道，競売，その他土地に定着した土木建築をいい，土木建築とは工作物ならびに建設，拡張等の造地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。倉庫のものも含めて下さい。

(7) **機械，装置**

(ア) 原動機関，製造加工用の機械および装置などのほか，コンベヤー，ホイスト，起重機（自己所属するものを除く。）等の運搬設備，その他付属設備も含めて下さい。

(イ) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等

(ア) 船舶には，船舶および水上運搬具，車両運搬具には，鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（けん引用原動および牽引をさむ。）を記入して下さい。

(イ) 工具，器具，備品等には，毎期々々，耐用年数1年以上で3万円以上のものを記入して下さい。

(9) **土地**

土地には，工場および事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，倉庫等の経営付属用の土地（構外のものを含む。）を含めて下さい。

(10) **建設仮勘定**

建設仮勘定は，建設過程にある有形固定資産，たとえば，建物が完成して，固定資産勘定に組み替えられるまでの途中に種々の出費があった場合，これらを整理するための会計処理上の方法として設けられるものです。この勘定を設定している事業所については，昭和43年1年間にその勘定の借方にあらたた金額を借に，同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた金額（貸方に記入された金額）を貸に記入して下さい。

なお，小規模企業の場合は，建設仮勘定の記入の必要はほとんどないと思われます。

13イ 品目別製造品出荷額

(1) 昭和43年1年間に，この事業所から出荷された製造品の金額を所定の商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売ずみとなっていないものも含めて下さい。ただし，昭和42年内に出荷したもので昭和43年に入って返品となったものは差し引いて下さい。

(3) 企業は，内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた工場出荷価額とし，また，割引き，値引きされたものは，その分を差し引いた販売価額によって下さい。出荷ずみでも，販売契約の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積り価額によって下さい。

13ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有に属する製造品の昭和43年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品および仕掛品の各額定に属するものは含めないで下さい。

13ハ 加工賃収入額

この調査において，貸加工というのは，他から支給された主要原材料によって製造し，あるいは，他の所有に属する製品，半製品に貸加工，熱製を加え，これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって，普通に加工業と呼ばれる賃製に属するものは含まれません。自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合には，この事業所の製造品となりますから，これらは，13イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

13ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には，他人のものを修理して受け取った修理料および受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理，航空機および鉄道機用動機のオーバーホールについては，修理としないで自己所有の原材料による場合は，13イ品目別製造品出荷額に，原材料の支給を受けた場合は，13ハ加工賃収入額に記入して下さい。

17 主要原材料名

たとえば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から綿織物を製織する場合は，最初購入した綿花を記入するのであって，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた綿織用綿糸を購入，または支給され，これに機械加工をして機械の製造を行なう場合には，この機械用綿糸を記入して下さい。

15 作業工程

13記入品の出荷額，在庫額中に記入した製造品および貸加工品のうちおもなものについて，この事業所の作業の工程を，段階的に説明して下さい。2種以上の製造のある製品については，そのうち一ばんの方法によっているか，また自動機械によっているか，手作業によっているかなどの要点を明確に記入して下さい。

19イ 事業所敷地面積および建築面積

(1) 敷地面積には，昭和43年12月31日現在において，事業所が使用（貸借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし，駐車，作業，寄宿舎，グランドおよびその他福利厚生施設等に使用している敷地が，生産設備（倉庫等を含む。）などの敷地と道路（公道），へい，さくなどによう明確に区別される場合ならびにこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いて下さい。

(2) 事業所の隣接地にある社宅千定地は含めて下さい。

(3) 建築面積には，(1)，(2)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し，昭和43年12月31日現在建築中のものであっても竣工に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(4) 延べ建築面積には，事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお，延べ建築面積が建築面積と同じ場合は，同じ数字を記入して下さい。

19ロ 1敷地した用地の造目別面積および価額

(1) 取得面積には，昭和43年1月1日から12月31日までの1年間に工業用地として買入契約を締結したものすべての面積を記入して下さい。

(2) 取得価額には，工業用地とするための整地費，埋立費，補償費等の諸費用を含めて買入または買入契約を締結した場合は，その価額とします。それらの諸費用を含めないものと買入または買契約の場合には，これらの諸費用を含まないで買入または取得価額に含めて下さい。なお，対価の支払がなくても買入契約の成立すれば，その契約した面積と価額を記入することになります。

(3) 公有水面（河，海，湖，沼，その他公共の用に供する水流または水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立の免許を受けた場合には，その旨をもって買入契約とします。この場合，許可面積をもって取得面積（武可後の面積が減少してもよい）とします。取得価額には埋立費，補償費等の諸費用を控除して記入して下さい。

(4) 地目別区分の4埋立地（埋立予定地を含む。）とは，公有，私有を問わず，河，海，沼，湖，池などを埋立てる場合をいいます。

19ハ 1日当り水源別用水量

公共水道には，都道府県または市町村によって経営される工業用水道または上水道から供給を受ける水を記入して下さい。

(1) 工業用水道とは，供用に適したい工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは，一般の水道のことで公用に適する水を供給するものです。

(3) 地表水には，河川，湖沼または貯水池から取水する水の量を記入して下さい。

(4) 伏流水には，河川敷または河川周辺内において集水堀さとによって取水する水の量を記入して下さい。

(5) 井戸水には，浅井戸，深井戸または湧泉から取水する水の量を記入して下さい。

(6) その他には，上記のいずれにも属さないで，次の「回収水」以外のもの。たとえば農業用水路から取水する水，他工場等業所から供給を受ける水等の量を記入して下さい。

(7) 回収水には，この事業所内で一度使用した水を，冷却塔，沉水塔，ぜぐん塔，関係設備等の回収装置を通じて循環使用する水の量を記入して下さい。ただし，上記の回収水の補給を通さずに循環して使用しているものも回収水の量に記入して下さい。

19ニ 1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは，ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原料用水とは，製品の製造過程において原料として，そのまま用いられる水，あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水および洗じょう用水

製品処理用水とは，原料，半製品，製品などの反応溶解等物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。たとえば，パルプ製造工程における，パルプの蒸煮溶解用水，ビスコース製造工程における可性ソーダの溶解用水，染色用水等がこれであります。

洗じょう用水とは，工場設備または製品の洗じょう用に供される水のことをいいます。

(4) 冷却用水とは，工場の設備または製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(5) 温調用水とは，工場内の温度または湿度の調整，有害塵の除去のために使用される水をいいます。

(6) その他とは，上記のいずれにも属さない用水，たとえば，工場内での飲食の飲用水，雑用水をいいます。

昭和43年工業統計調査

秘

指定統計第10号

工業調査票乙

（従業者19人以下の事業所用）

市区町村番号	事業所番号	調査区番号	票番	産業
○	◎	○	※	※

1 事業所の名称および所在地（事業所の名称にはふりがなをつけて下さい。）

（電話 局 番）

都道府県 市区郡 区町村 番地

2 本社または本店の名称および所在地（1と同一の場合は同左と記入して下さい。）

（電話 局 番）

都道府県 市区郡 区町村 番地

3 経営組織

該当する番号一つに○をつけて下さい。

1 会社
2 組合・その他の法人
3 個人

4 資本金額または出資金額（会社に限る。）

昭和43年末現在払込みずみの資本の額または出資の額を記入して下さい。

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

5 他事業所の有無 該当する番号一つに○をつけて下さい。

1 工場が一つで，本社はこの工場と同一の場所にある。
2 工場が一つで，本社はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。（上記1，2以外）

6 従業者数（年末現在）

	男	女	計
常用労働者 30日を超える期間を定めて雇用している臨時の者ならびに11月，12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇用した臨時および日雇の者も含めます。			
個人事業主および家族従業者 業務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。			
合計			

7 現金給与総額（年間）

（1）常用労働者に対する基本給，諸手当および特別に支払われた給与（期末賞与等）の額を記入して下さい。なお，退職金または解雇予告手当，重役賞与等も含まれます。

（2）常用労働者に含まれない臨時または日雇の者に対する給与の額も含まれます。

金額 億	千	万	百	万	十	万	万	千	円
									×

8 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費の合計金額（年間）

（1）原材料，燃料，電力の使用額には，他から購入したものと同一企業の他の事業所から受け入れたもの等のうち実際に使用した総使用額を記入して下さい。（個人経営は記入するのではありません。）

（2）委託生産費には，原材料またはこの事業所の製品を他に支払って製造，加工を委託した場合，これに支払った加工賃および支払うべき加工賃を記入して下さい。

金額 億	千	万	百	万	十	万	万	千	円
									×

9 製造品出荷額等

（1）製造品とは，自己の所有に属する原材料によって製造された製品をいい，製造品には副産物，製造工程から出たくず，廃物も含めて下さい。

（2）製造品には，原材料を他に支給して製造させたものを含め，仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。

（3）同一企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。

（4）製造品名，貸加工品名，番号，数量単位名等の記入にあたっては，商品分類表を参照して下さい。なお，製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。

（5）出荷金額は工場出荷価額によって記入して下さい。

イ 品目別製造品出荷額（年間）

※	Ⓟ	番号	製造品名	数量単位名	品目別製造品出荷額 数量	金額 億	千	万	百	万	十	万	万	千	円
														×	
														×	
														×	
														×	
														×	
					製造品出荷額計									×	

ロ 加工賃収入額（年間）他の企業の所有に属する原材料または製品に貸加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃および受け取るべき加工賃を記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	貸加工品名	金額 億	千	万	百	万	十	万	万	千	円
													×
													×
			加工賃収入額計										×

13 おもな原材料名および簡単な作業工程

購入したもの	支給されたもの

（9項に記入した製造品の製造または加工についての作業工程を記入して下さい。）

ハ 修理料収入額（年間） 880000

10 （イ，ロ，ハ）の合計

11 内国消費税額（年間） 9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税等の税額の合計

12 （10－11）の金額

下記の14項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。

14 有形固定資産

（1）有形固定資産（土地を除く。）には建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等を帳簿価額で記入して下さい。

（2）取得額には，購入，建設，自家製作，同一企業に属する他の事業所からの受け入れ，増改築，建設仮勘定からの振替え等による取得額を記入して下さい。

（3）除却額には，売却，撤去，滅失，同一企業に属する他の事業所への引き渡し等による除却額を記入して下さい。

（4）減価償却額には，減価償却費として有形固定資産勘定により控除した金額または減価償却引当金として計上された金額を記入して下さい。

区分	年初現在高	取得額（年間）新規のもの	取得額（年間）中古のもの	除却額（年間）	減価償却額（年間）
有形固定資産（土地を除く。）					
土地					

備考

◎イ	※ロ	市区町村職員押印		調査員押印		申告者の記名および押印	

この調査票は，調査員に二部提出して下さい。一部は都道府県に，一部は通商産業省に送付され，厳重に保管されます。

通商産業省

21 記入にあたっては，各項目の説明をよく読んで下さい。金額は，一万円未満は四捨五入して，万円まで記入して下さい。

43 ◎欄は調査員または市区町村，○欄は市区町村，◎欄は都道府県，※欄は通商産業省で記入します。

この調査票は，徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

Sample